平成２４年（フ）第６０８３号
埼玉県草加市旭町２丁目３―38―203
債務者　石瀬　靖彦
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６８号
東京都東村山市秋津町４丁目41―５
債務者　岩渕加代子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４８号
静岡県島田市川根町家山1082―１、住民票上の住所静岡県袋井市大門７番地の８　東棟
債務者　内山　耕一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９５号
静岡県浜松市浜北区横須賀738番地の１　吉田コーポⅢＣ号室、前住所静岡県浜松市浜北区中条573番地の１　レオパレス21槙103号
債務者　竹岡　臣雄
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
栃木県小山市花垣町１丁目16番30号　ベルフラワーコーポ203号
債務者　塩谷　　勤
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１０９号
北海道帯広市西16条南４丁目６番24号　ハイツフクロウ102号
債務者　三浦　奈美（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
静岡県掛川市三俣644番地の１　シャル・デ・フルール205号
債務者　山脇マサテルこと　ヤマワキ　マサテル
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
静岡県菊川市高橋3875番地の２　D104号室、外国人登録原票上の居住地静岡県掛川市三俣1347番地の10
債務者　山脇シゲルこと　ヤマワキ　ロドリゴシゲル
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６９号
栃木県栃木市大宮町2496番地５
破産者　有限会社岩本
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５２号
栃木県小山市大字中久喜446番地３
破産者　株式会社フジコウ
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１２４号
埼玉県川越市大字下赤坂82番地６
破産者　有限会社匠設備
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２８３４号
東京都中央区新川２丁目27―４―3101
破産者　永井　隆行
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３号
神奈川県相模原市緑区大島563番地
破産者　有限会社鳶工業
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７１号
岐阜県瑞浪市稲津町小里1763番地の２
破産者　興和建鉄有限会社
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５０７号
愛知県東海市荒尾町中切24番地
破産者　有限会社仙秋開発土木
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６号
京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地31
破産者　有限会社Ｍａｃｒｏ　Ｂｅａｕｔｙ　Ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２３号
神戸市須磨区大黒町３丁目１番26号
破産者　有限会社オー・ティー・オー
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部